

ふれあい保険のあらまし

(市民活動災害補償保険)

甲州市役所

甲州市ふれあい保険のあらまし

市民活動災害補償保険

1 この保険の目的

この保険は、甲州市内に活動の拠点を置く市民団体等が市民活動中に不測の事故により当該活動参加者又は第三者の生命、身体、財物若しくは受託品に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負った場合並びに指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、若しくは傷害を負った場合にこの保険をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的としています。

2 保険契約者

甲州市長

3 この保険の被保険者

(1) 賠償責任保険

- ・市（市の機関又はこれに準ずる法人若しくは団体を含む。以下同じ。）
- ・市民団体（市民により自主的に構成された団体で自治会、子供クラブ、熟年クラブ、各種スポーツ団体、文化団体等をいう。）
- ・指導者（市民団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者）
- ・個人（市民活動を実践している者）
■上記、指導者及び個人（以下「指導者等」という。）

(2) 傷害保険

- ・指導者等及び市民団体の構成員
- ・市民団体及び個人（以下「市民団体等」という。）が行う市民活動に参加した市民
- ・市が行う市民活動に類する事業に参加した市民

4 保険期間

毎年4月1日から1年間とする。

5 この保険で対象になる市民活動の範囲

この保険で対象になる被保険者の活動の範囲は、市民団体等が行う本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公益性のある直接的活動及び市が行う事業又は活動のうち、市民活動に類するもので、次に掲げるとおりとする。

地域社会活動

青少年健全育成活動

社会福祉奉仕活動

社会教育活動

市が行う市民活動に類する事業又は活動への参加、手伝い

6 この保険で対象となる事故

(1) 損害賠償責任事故

市民活動中に、指導者等の管理監督の不手際や指導、誘導のミスなどによって参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財産等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、この保険が適用されます。

たとえば、

- ・ 地区子ども会のキャンプファイヤーで指導者が点火したところ、近くにおいてあった灯油に燃えうつり、火の勢いが強く、子供の服に火がつき大ヤケドをさせてしまった。
- ・ 子ども会のハイキングに、指導者が作り持参したハムサンドの腐敗が原因で、食べた子供が食中毒になってしまった。
- ・ 子ども会の海水浴で、指導者が子供から預かったカメラを岩場で落としてしまい、レンズにヒビを入れてしまった。 など

このような場合には、保険金額の範囲内で、次のような費用が支払われます。

- ・ 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料や物の修理代などの損害賠償金
- ・ 保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解若しくは調停費用
- ・ 事故発生後のその損害の拡大防止軽減費用(応急救助費や護送費など)など。ただし、身体、財物、受託品賠償事故とも、それぞれ5千円については、被保険者の自己負担となります。

保険金額(てん補限度額)

身体賠償	最高1名 1億円	1事故 5億円
財物賠償	最高1事故	500万円
受託品賠償	最高1事故	500万円

ただし、保険金は原則として保険期間中に何回事故が発生しても支払われますが食中毒事故(異物混入事故も含む。)による賠償については1事故の金額が、受託品賠償につきましては1千万円が、保険期間中の支払い限度額になります。

身体賠償

参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

財物賠償

参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

受託品賠償

指導者等が参加者やその他の第三者からの預かり品や管理している物を滅失、毀損、汚損などにより損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

ただし、現金、貴重品等は、この保険では対象になりません。

(2) 傷害事故

市民活動中（指導者等が定めた集合場所、出発場所又は解散場所と指導者等又は参加者の住居との通常の経路の往復中を含む。）に指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり死亡したような場合に、この保険が適用されます。

たとえば、

- ・ 少年野球チームの走塁指導中、ベースの角を踏みそこねアキレス腱を切った。
・・・左足アキレス腱断裂
- ・ 子ども会で川原へ行き、子供が深みにはまり、溺れているのを指導者が助けようとし、子供は助かったが、指導者は溺れ死んだ。
・・・水死
- ・ ボーイスカウトが近くの公園で草刈り作業中、引率者及び少年が蜂に襲われ、顔を刺され大ケガをした。
・・・顔面蜂刺傷
- ・ 自治会で町内街路樹の伐採作業中、枝が目刺さり失明した。
・・・左眼失明の後遺障害
- ・ 婦人会主催の山での空きカン拾い中、岩場で足を滑らせ転倒負傷した。
・・・腰部打撲

このような場合には、下記の保険金額が支払われます。

保険金額（1名につき）

（フランチャイズ7日）

死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	15万～500万円
入院保険金	1日 3,000円
通院保険金	1日 2,000円

死亡保険金

事故発生の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき

後遺障害保険金

事故発生の日から180日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき

(例)

- ・ 身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき ・ 100パーセント
- ・ 両眼を失明したとき ・ ・ 100パーセント
- ・ 1眼を失明したとき ・ ・ ・ 60パーセント
- ・ 片腕を失ったとき ・ ・ ・ 60パーセント
- ・ 1脚を失ったとき ・ ・ ・ 60パーセント

入院保険金

生活機能又は業務能力の滅失をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたとき

・・・事故の日から180日を限度

通院保険金

生活機能又は業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたとき

・・・事故の日から180日以内に、その実通院日数に対し90日を限度

フランチャイズ7日

入院・通院保険金については、事故の日から8日以降も医師の治療が行われた場合に適用になります。

7 この保険では対象とならない事故(主なもの)

(1) 損害賠償責任事故

戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的社会的騒じょうによる場合

地震、噴火、洪水、津波による場合

保険契約者、被保険者又はこれらの代理人の故意による場合

被保険者の同居の親族に対して負担する賠償責任

被保険者が占有、使用又は管理する車両に起因して負担する賠償責任

施設の瑕疵に起因して負担する賠償責任

学校教育又は職域における事故

宗教、政治又は営利を目的とした事故

日本国外における事故

(2) 傷害事故

被保険者の故意による事故

戦争、変乱、暴動などによる場合

地震、噴火、津波による場合
被保険者の脳疾患、疾病、心身喪失による場合
被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による場合
細菌性食中毒による場合
被保険者の酒酔い運転や無資格運転
他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ」症）又は腰痛
学校教育又は職域における事故
宗教、政治又は営利を目的とした事故
山岳登山その他危険なスポーツによる事故
日本国外における事故

8 万一、事故発生の場合

事故発生の場合の事故処理につきましては、別紙「甲州市ふれあい保険事務の流れ」に基づき処理されることとなります。

なお、事故発生時の市民団体等へのアドバイスとして、次の点をお願いいたします。

人身事故発生の場合には、被害者の保護と安全に万全を期し、また事故の拡大防止に努力し、必要によっては関係機関（警察、消防など）にも連絡してください。

物損事故の場合は、損害を証明する写真を2～3枚撮影してください。

物損事故の場合で、損害額が10万円以上になる見込みの場合、保険会社が立会い調査することもありますのでできるだけ現場を保存し、損害物件は保険会社の調査が終わるまで処分しないようにしてください。

万一、諸般の事情で現場を保存できないような場合や修理を急ぐ場合には保険会社の了解を得て対処してください。

示談については、必ず保険会社の了解を得たうえで示談金を決めるようにしてください。了解なしに示談金を当事者にて決めた場合は、保険金として全額支払われない場合があります。

傷害事故において保険金請求の際に必要な医師の診断書は、治療が終了した時点の完治診断書ですので、事故が発生した時点で診断書の発行を受けずともう一度完治した時点で診断書の発行を受けることになり無駄になりますのでご注意ください。